

別紙

諮問第1585号、第1663号

答 申

1 審査会の結論

本件各一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表に掲げる本件非開示情報3から6については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都令和2年度予算、骨格幹線道路国立3・3・15号線調査費執行のうち、設計委託された国立3・3・15号線の概略設計の資料と委託費用」及び「東京都令和3年度予算、骨格幹線道路国立3・3・15号線調査費のうち、業務委託された、地質調査、設計委託、環境調査についての成果品と契約書」の開示を求める本件各開示請求に対し、東京都知事が令和3年7月21日付け及び令和4年7月8日付けで行った本件各一部開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件各開示請求に対し、「道路予備修正設計（2街－国立3・3・15外1路線）・報告書」（以下「本件対象公文書1」という。）、「道路構造物予備設計その2（3街－国立3・3・15外1路線）設計報告書」（以下「本件対象公文書2」という。）及び「環境調査基礎資料修正委託（2街－国立3・3・15外1路線）報告書」（以下「本件対象公文書3」という。）を特定し、別表に掲げる本件対象公文書1中の本件非開示情報については条例7条5号に、本件対象公文書2及び3中の本件非開示情報については同条5号及び6号に該当するとして非開示とする本件各一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、令和3年12月10日及び令和4年11月30日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年2月25日及び令和5年3月23日に実施機関から理由説明書を、令和4年3月30日及び令和5年5月1日に審査請求人から意見書を收受し、令和5年5月30日（第237回第一部会）から令和6年6月24日（第248回第一部会）まで、12回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書、理由説明書及び口頭による説明における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1585号及び第1663号については、審査請求人及び請求の趣旨が同一であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 都市計画道路について

東京都（以下「都」という。）では、特別区及び26市2町と共に連携しながら、都市計画道路を計画的・効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線（以下「優先整備路線」という。）を定め、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（以下「事業化計画」という。）を策定し、建設局では、都施行の優先整備路線に定められた路線について、事業化に向けた検討を行っている。

未整備区間については、その整備の実現に向け、地形や現在の土地利用等について考慮するとともに、必要とされる道路機能の発揮に向けた整備形態の検討を進めている。

実施機関は、整備形態の方針が決まり次第、必要に応じて都市計画変更の手続を行う。当該手続を行う場合には、都が検討し最適案として選定した都市計画変更素案（以下「変更素案」という。）の内容を明らかにした上で説明会を行い、変更素案に対する都民の意見を聴取し、都市計画変更案（以下「変更案」という。）を作

成する。その後、変更案の公告・縦覧を行い、関係自治体の住民及び利害関係者並びに関係自治体の意見を募集し、寄せられた意見を東京都都市計画審議会に提出し、同審議会での審議を経て、都市計画変更の決定・告示を行う。

ウ 本件対象公文書について

本件対象公文書 1 から 3 は、都が「国立都市計画道路 3・3・15 号線及び 3・4・5 号線」（以下「国立 3・3・15 外 1 路線」という。）を将来的に管理する管理者、関係自治体等の関係機関との協議を進めるため、当該協議の進捗状況を踏まえて道路計画案の検討を深めるとともに、必要とされる道路機能を発揮する整備形態を検討することを目的として行った調査の委託に係る報告書である。

本件対象公文書 1 及び 2 には、路線全体及び路線と交差する区間等における道路構造の工法について、複数の案が検討・分析されており、本件対象公文書 3 には、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）に基づく環境影響評価調査計画書作成のための評価項目及び調査方法の選定に係る情報が記載されている。

審査会は、実施機関が本件各一部開示決定において非開示とした情報を本件非開示情報 1 から 6 に区分し、それぞれの非開示妥当性を検討する。

エ 本件非開示情報 1 から 6 の非開示妥当性について

（ア）本件非開示情報 1 について

本件非開示情報 1 は、国立 3・3・15 外 1 路線の設計計画における、路線全体及び路線と交差する区間の幅員の検討の基となる車線数、現道及び水路等と交差する部分（以下「交差部」という。）の道路構造などの複数の検討案についての文章、表及び図面である。

審査請求人は、本件対象公文書 1 から 3 に係る調査は、地域に大きな影響を及ぼす幹線道路についての調査であり、検討されている今の段階で都がどのような方法を検討しているのかを地元の住民に知らせるべきで、「未成熟な情報が確定した情報と誤解されるおそれがある」「都民の間に混乱を生じさせるおそれがある」等の非開示理由は不当である旨主張する。

審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、国立 3・3・15 外 1 路線に関し、事業化計画において優先整備路線の一つとして選定され

た内容については公にしているものの、本件開示請求時点では、未整備区間において必要とされる道路機能の発揮に向けて様々な角度から検討するために、本件対象公文書1から3のような設計委託及び環境調査委託を複数行っていたとのことである。各受託者は、検討結果として当該受託者が最適と考える案を成果品（設計図面）として取りまとめ、都に納品している。これらの成果品は、受託者が作成した最適案であって、都の意思決定を介していないものであるが、当該文書を開示請求により公にすることとなると、開示請求者による引用・転載の方法や説明の仕方によっては、都民等に誤解を生じさせるおそれがあるとの説明があった。

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、路線全体及び路線と交差する区間の幅員の検討の基となる車線数、交差部の道路構造などの複数の検討案が具体的に記載されている。また、これらの道路構造等に関しては、検討段階における未確定の条件設定等に関する情報も記載されている。さらに、都市計画道路に係る都市計画内容の再検討に関する未確定の方針、検討対象、判断・評価基準といった将来的な都市計画変更に関する内容に加え、現地の地形図と重ねた道路の線形に関する図面も具体的に記載されていることが確認された。

これらのことを踏まえて審査会が検討するに、本件非開示情報1は、都市計画道路の区域内や周辺地域の住民、不動産関係者等にとって、建築制限や土地家屋の売買に係る判断に影響を与える情報であり、これを公にすることにより土地家屋に関する投機を助長するなど、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあると認められる。

また、道路線形・幅員・交差部の道路構造等に関する検討段階における未確定の情報が公になることによって今後の都市計画変更の内容についての憶測が広がり、憶測に基づく土地家屋等の売買が連鎖して起きるなど、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例7条5号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

本件非開示情報2は、道路概略予備設計における検討において、受託者が最適と考える案に基づく資材の数量計算、概算工事費及び概略工程に関する記載であ

る。

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、受託者が提示した工法での概算工事費、概算施工日数の根拠及び数量計算等が記載されていることが認められた。また、受託者のノウハウに基づく計算の過程が詳細に、かつ具体的に記載されていることも確認された。

これらのことを踏まえて審査会が検討するに、本件非開示情報2は、受託者の道路設計技術上の情報に基づく記載であると認められるから、これを公にすることとなると、実施機関が受託者との協力により数量計算等の検討を深めるとともに、必要とされる道路機能を発揮する整備形態を検討する上で、その事務又は事業の円滑かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は条例7条6号に該当し、同条5号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

本件非開示情報3は、交差部の道路構造を比較検討する上で実施機関が設定した前提条件についての記載である。

実施機関は、本件非開示情報3について、地先の宅地への影響があると捉えられる可能性がある記載であって、公にすることにより、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、これらの混乱により都の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条5号及び6号に該当すると主張する。

審査会が検討するに、本件非開示情報3は、実施機関が施工方法を整理する際に設けた、現道及び水路等との接続を考慮すること等の一般的な前提条件であると認められ、これを公にすることで、都民の間に混乱が生じ、都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例7条5号及び6号に該当せず、開示すべきである。

(エ) 本件非開示情報4について

本件非開示情報4は、交差部の一つである水路において観測した流量及び水生生物の生育状況についての記載である。

実施機関は、水路の流量を公にすることで、検討する交差部の道路構造がある

程度推測され、また、水生生物の生育状況を公にすることで、水生生物に影響を与えない交差部の道路構造を検討していることが推測されることとなり、検討段階であるにもかかわらず未成熟な情報が確定した情報と誤解されるなど、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例7条5号に該当すると主張する。

審査会が検討するに、水路との交差がある場合には、本件非開示情報4を公にすることにより推測される道路構造を検討することは一般的に十分想定し得ることであり、また、交差する水路に生息する水生生物に与える影響について調査することも同様であって、当該情報を公にすることで、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められないことから、本件非開示情報4は条例7条5号に該当せず、開示すべきである。

(オ) 本件非開示情報5について

本件非開示情報5は、環境影響評価を行うに当たり、委託業者が選定した（又はしなかった）項目、選定した（又はしなかった）理由、調査等の概要並びに各評価項目の調査事項、調査方法、予測・評価の手法等の記載である。

実施機関は、東京都環境影響評価条例10条1項に基づき規定された東京都環境影響評価技術指針（付解説）第1章第1・1において「この技術指針に基づき、対象計画又は対象事業の種類、規模、地域の概況等を勘案して、必要な調査、予測及び評価の項目、方法等を選定し、環境影響評価を行う。」とされており、これを参照することで、選定した項目から未確定の道路構造が確定したように受け取られる可能性があり、道路周辺の地価に影響を与える可能性や、建築物の建築や土地家屋の売買において、都民の間に混乱が生じ、これらの混乱により都の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条5号及び6号に該当すると主張する。

審査会が検討するに、現道及び水路等との交差がある場合には、本件非開示情報5を公にすることにより推測される道路構造を検討することは一般的に十分想定し得ることであり、当該情報を公にすることで、都民の間に混乱が生じ、都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、本件非開示情報5は条例7条5号及び6号に該当せず、開示すべきである。

(カ) 本件非開示情報 6 について

本件非開示情報 6 は、本件対象公文書 3 の成果物である環境影響評価調査計画書の作成者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地並びに編集・発行元の部署及び電話番号である。

実施機関は、本件対象公文書 3 の調査区間には、都が施行する箇所と市が施行する箇所が混在しており、本件非開示情報 6 を公にすることで、施行者に関する誤解を誘発し、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、これらの混乱により都の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例 7 条 5 号及び 6 号に該当すると主張する。

審査会が検討するに、本件対象公文書 3 に係る調査の委託者については入札結果等の公表において公になっていることから、当該委託の成果物である環境影響評価調査計画書の作成者及び編集・発行元については当然に明らかであると認められる。したがって、本件非開示情報 6 は、これを公にすることで、都民の間に混乱が生じ、都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例 7 条 5 号及び 6 号に該当せず、開示すべきである。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表

本件対象公文書 1 「道路予備修正設計（2街一国立3・3・15外1路線）・報告書」

| 本件非開示情報（非開示根拠：7条5号） | | 番号 |
|---------------------|------------------------|----|
| 第1章 設計計画 | | |
| §2. 実施方針 | | 1 |
| 2. 実施内容 | (1枚目) 文章 | |
| 第2章 道路予備修正設計 | | |
| §2. 路線選定 | | 1 |
| 1. 設計条件整理 | (2-3枚目) 表 | |
| 2. 横断構成 | (1-4枚目、6-7枚目) 文章、図面 | |
| 3. 矢川交差点設計 | (1-17枚目) 文章、表、図面 | |
| 4. 縦断設計 | (2-7枚目) 図面 | |
| 第3章 平面交差点予備修正設計 | | |
| §1. 平面・縦断設計 | | 1 |
| 1. 平面設計 | (2-5枚目、7-10枚目) 文章、表、図面 | |
| 2. 縦断設計 | (1-6枚目) 文章、表、図面 | |
| §2. 横断設計 | | 1 |
| 1. 設計条件 | (1枚目) 表 | |
| 2. 交差点横断図 | (1-4枚目) 文章、図面 | |
| §3. 交差点容量・路面標示 | | 1 |
| 1. 設計条件 | (1-2枚目) 文章、表、図面 | |
| 2. 需要率計算 | (2-7枚目) 文章、表、図面 | |
| 3. 路面標示 | (1-8枚目) 文章、図面、表 | |
| 第4章 一般構造物予備修正設計 | | |
| §1. 設計条件の確認 | | 3 |
| 1. 設計計画 | (1枚目) 5行目から8行目まで | |
| 2. 設計条件 | (2-4枚目) 表 | 1 |
| 3. 土質定数の詳細 | (1-3枚目) 文章、表 | |
| §2. 比較形式選定 | | 1 |

| | | |
|------------------|--|---|
| 1. 道路及び河川条件の整理 | (1枚目) 表 | |
| | (2枚目)のうち河川図の流量の数値 | 4 |
| 2. 矢川状況の整理 | (表4-2-3)のうち 6行目の通水可能流量の数値 7行目から8行目まで | 4 |
| | (1枚目) 文章・図 | 1 |
| 3. 交差形式の設定 | (1枚目) 文章・図 | 1 |
| 4. 下部構造形式の選定 | (1枚目) 文章・図 | 1 |
| §3. 比較一覧の作成 | | 1 |
| 1. 矢川との交差構造形式の選定 | (1-5枚目) 表、図面 | |
| 第5章 設計図 | (2-58枚目) 図面 | 1 |
| 第6章 関係機関協議(案) | | |
| §1. 交通管理者協議資料 | | 1 |
| 1. 警視庁協議図 | (2-6枚目) 図面・表 | |
| §2. 水路管理者協議資料 | | 4 |
| 1. 矢川横断説明資料 | (2枚目)のうち河川図の流量の数値 | |
| | (3-15枚目) 表・図面 | 1 |
| §3. 市道道路管理者協議資料 | | 1 |
| 1. すりつけ勾配 | (1枚目) 文章 | |
| | (2-6枚目) 図面・表 | |
| §4. JR南武線交差部検討資料 | | 1 |
| 1. JR南武線交差部検討図 | (2-4枚目) 図面 | |
| §5. 残地の取り扱い検討資料 | | 1 |
| 2. 残地の状況 | (2-6枚目、8-14枚目) 表 | |
| 第7章 設計協議 | | |
| §1. 打合せ協議 | (3-7枚目、9枚目) 文章 | 1 |

本件対象公文書2

「道路構造物予備設計その2(3街-国立3・3・15外1路線)設計報告書」

| | |
|-------------------------|----|
| 本件非開示情報(非開示根拠: 7条5号、6号) | 番号 |
|-------------------------|----|

| | | |
|---------------------|---|---|
| 第1編 業務概要 | | |
| 2. 実施方針 | 文章 | 1 |
| 第2編 国立3・3・15 | | |
| 第1章 基本条件の整理 | | |
| 1. 現地状況の整理 | | 1 |
| 1.1 現地踏査結果 | 図 | |
| 1.2 関連上位計画 | 文章 | |
| 1.4 交差物件の状況 | 文章、図、表 | |
| 1.7 埋蔵文化財の状況 | 文章 | |
| 2. 環境影響評価調査計画書の記載事項 | 表（ただし、以下を除く。） | 1 |
| | 表4-1「予測する事項」欄の6行目から8行目、9行目23文字目から10行目まで、11行目21文字目から12行目まで、13行目23文字目から14行目まで、15行目21文字目から16行目まで、18行目7文字目から11文字目まで、20行目5文字目から9文字目まで、21行目から27行目まで、「施設の建設」欄、「施設の存在」欄、「自動車の走行」欄 | 5 |
| 3. 土質・地下水位条件 | | 1 |
| 3.2 土質定数の設定 | 文章、図、表 | |
| 3.3 地下水位の設定 | 文章 | |
| 4. 道路計画の整理 | | 1 |
| 4.1 道路条件 | 文章、図、表 | |
| 4.2 道路排水計画 | 文章、図 | |
| 第2章 道路概略予備設計（概略検討） | | |
| 1. 検討方針 | 文章、図 | 1 |
| 2. 設計条件 | 文章、図 | 1 |
| 3. 非開削工法の1次選定 | 文章、図、表 | 1 |

| | | |
|--------------------------------|--------|---|
| 4. 検討パターンの選定 | | 1 |
| 4.1 検討概要 | 文章、図 | |
| 4.2 止水計画 | 文章、図、表 | |
| 4.3 立抗計画 | 文章、図、表 | |
| 4.4 概略設計図 | 図 | |
| 4.5 検討パターンの比較 | 文章、表 | |
| 4.6 検討パターンの選定 | 文章 | |
| 5. 非開削工法の二次選定 | | 1 |
| 5.1 検討概要 | 文章 | |
| 5.2 止水計画 | 文章、表 | |
| 5.3 立抗計画 | 文章、図、表 | |
| 5.4 断面計画 | 文章、図 | |
| 5.5 各種検討 | 文章、図、表 | |
| 5.6 概略設計図および概算工事費、概略工程 | 図、表 | |
| 5.7 各施工法の課題等の整理 | 文章、表 | |
| 5.8 実現可能性の評価 | 文章、表 | |
| 5.9 参考案 | 図 | |
| 6. 数量計算および概算工事費、概略工程 | 図、表 | 2 |
| 7. 大規模構造物の構造形式協議（事前協議）用の検討資料作成 | 文章、図、表 | 1 |
| 第3編 国立3・4・5 | | |
| 第1章道路予備修正設計（A） | | |
| 1. 設計計画 | 文章 | 1 |
| 2. 現地踏査 | 図 | 1 |
| 3. 設計条件等の整理 | | 1 |
| 3.1 設計条件の整理 | 文章、図、表 | |
| 3.2 地下埋設物の敷設状況の整理 | 文章 | |
| 4. 路線選定 | | 1 |

| | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|---|
| 4.1 平面・縦断計画 | 文章、図 | |
| 4.2 横断計画 | 文章、図 | |
| 5. 副道計画 | | 1 |
| 5.1 副道の設計条件 | 文章、表 | |
| 5.2 斜路付き階段の設計条件 | 文章、図、表 | |
| 6. 関係機関協議資料作成 | | 1 |
| 6.1 交通管理者との協議資料 | 図 | |
| 6.2 矢川交差点に係る水路管理者協議資料 | 図、表 | |
| 6.3 鉄道交差点周辺や市道の取り付け等における道路管理者協議資料 | 図、表 | |
| 7. 参考資料 | 図、表（ただし、以下を除く。） | 1 |
| | 表 3-1-117 の「矢川の希少種」下の枠内 | 4 |
| 第2章 平面交差点予備修正設計 | | |
| 1. 設計計画 | 文章、図、表 | 1 |
| 2. 平面・縦断設計 | 文章、表 | 1 |
| 3. 横断設計 | 文章、図、表 | 1 |
| 4. 交差点容量・路面標示 | | 1 |
| 4.1 交差点容量 | 文章、表 | |
| 4.2 路面標示 | 文章、表 | |
| 5. 関係機関協議資料作成 | | 1 |
| 5.1 交通管理者との協議資料 | 図 | |
| 5.2 市道の取り付け等における道路管理者協議資料 | 文章 | |
| 第3章 一般構造物予備修正設計 | | |
| 1. 設計計画 | (道路構造物比較検討の前提条件) 4行目から6行目まで | 3 |
| 2. 設計条件等の整理 | | 1 |
| 2.1 道路条件 | 表 | |

| | | |
|-----------------|-----------------------|---|
| 2.2 交差物件条件 | 表 | |
| 2.3 設計条件 | 表 | |
| 2.4 土質定数 | 表 | |
| 3. 比較形式選定 | | 1 |
| 3.1 道路及び河川条件の整理 | 図、表 | |
| 3.3 交差形式の設定 | 文章 | |
| 3.4 下部工形式の選定 | 文章 | |
| 3.5 上部工形式の選定 | 文章、図、表 | |
| 3.6 比較一覧表の作成 | 文章、図、表（ただし、以下を除く。） | 1 |
| | 表 3-3-31 から 3-3-45 まで | 2 |
| 第4編 その他 | | |
| 1. 申し送り事項 | 文章、図 | 1 |
| 2. 打合せ記録簿 | 文章 | 1 |
| 3. 照査報告書 | 文章、表 | 1 |
| 第5編 設計図 | 図 | 1 |

本件対象公文書3「環境調査基礎資料修正委託（2街－国立3・3・15外1路線）報告書」

| 本件非開示情報（非開示根拠：7条5号、6号） | | 番号 |
|------------------------|---|----|
| 4. 環境影響評価の項目の選定 | 文章、表（ただし以下を除く。） | 1 |
| | 96頁 5行目 20文字目から6行目 8文字目まで | 5 |
| | 97頁 表4-1「予測する事項」欄の6行目から8行目、9行目 23文字目から10行目まで、11行目 21文字目から12行目まで、13行目 23文字目から14行目まで、15行目 21文字目から16行目まで、18行目 7文字目から11文字目まで、20行目 5文字目から9文字目まで、21行目から27行目まで、「施設の建設」欄、「施設の存在」欄、「自動車の走行」欄 | 5 |
| 4.1 選定した項目及びその理由 | 文章、表（ただし以下を除く。） | 1 |
| | 98頁 2行目 20文字目から3行目 8文字目まで | 5 |

| | | | |
|---------------------|--------------------|--|---|
| | 99 頁 | 表 4. 1-1 (2)「項目」欄、「理由」欄の 11 行目から 12 行目 7 文字目まで、12 行目 12 文字目から 19 行目まで、21 行目 15 文字目から 23 行目まで、24 行目 22 文字目から 26 行目まで、28 行目 7 文字目から 30 行目まで、31 行目 22 文字目から 33 行目まで | 5 |
| | 100 頁 | 表 4. 1-1 (3)「項目」欄、「理由」欄の 1 行目、3 行目 27 文字目から 5 行目まで、7 行目 14 文字目から 16 行目まで | 5 |
| 4.2 選定しなかった項目及びその理由 | 文章、表 (ただし以下を除く。) | | 1 |
| | 101 頁 | 2 行目 15 文字目から 30 文字目まで、表 4. 2-1「項目」欄、「理由」欄の 6 行目から 16 行目 5 文字目まで、18 行目 14 文字目から 20 行目 5 文字目まで、22 行目 16 文字目から 24 行目 5 文字目まで、26 行目 14 文字目から 27 行目まで | 5 |
| 5 調査等方法の選定 | | | |
| 5.1 調査等の概要 | 文章、表 (ただし以下を除く。) | | 1 |
| | 102 頁 | 4 行目 1 文字目から 24 文字目まで | 5 |
| | 104 頁 | 表 5. 1-1 (3)「項目」欄、「調査事項」欄、「予測事項」欄左側及び右側の 1 行目から 9 行目まで、13 行目から 14 行目まで、17 行目 6 文字目から 19 行目まで、23 行目から 24 行目まで、27 行目 6 文字目から 29 行目まで、「予測方法」欄、「評価方法」欄 | 5 |
| | 105 頁 | 表 5. 1-1 (4)「項目」欄、「調査事項」欄、「予測事項」欄左側及び右側の 5 行目、9 行目 6 文字目から 18 行目まで、「予測方法」欄の 1 行目から 2 行目まで、3 行目 6 文字目から 6 行目まで、7 行目 6 文字目から 24 行目まで、「評価方法」欄 | 5 |
| 5.2 項目別調査等の手法 | 文章、図、表 (ただし以下を除く。) | | 1 |
| | 118 頁 | 1 行目 6 文字目から 9 文字目まで、表 5. 2-9「調 | 5 |

| | | |
|-------|---|---|
| | 査事項」欄、「選択理由」欄、15 行目 5 文字目から 26 文字目まで、表 5. 2-10「調査事項」欄、「調査範囲等」欄、「使用する主な資料」欄、「備考」欄 | |
| 119 頁 | 表 5. 2-11「調査事項」欄、「調査範囲・地点」欄、「調査時期・期間等」欄、「調査方法」欄、表 5. 2-12「予測事項」欄、「予測の対象時点」欄、「予測地域、予測地点」欄、「予測方法」欄の 1 行目 1 文字目から 9 文字目まで、2 行目 6 文字目から 8 行目まで、「評価方法」欄 | 5 |
| 120 頁 | 凡例の 7 行目、図 5. 2-4 の表題 | 5 |
| 121 頁 | 1 行目 6 文字目から 7 文字目まで、表 5. 2-13「調査事項」欄、「選択理由」欄の 1 行目 1 文字目から 8 文字目まで、2 行目 2 文字目から 8 文字目まで、3 行目 3 文字目から 4 行目 2 文字目まで、4 行目 14 文字目から 7 行目まで、表 5. 2-14「調査事項」欄、「調査範囲等」欄の 1 行目 1 文字目から 5 文字目まで、2 行目 6 文字目から 3 行目まで、「使用する主な資料」欄、「備考」欄 | 5 |
| 122 頁 | 表 5. 2-15「予測事項」欄左側及び右側の 6 行目から 8 行目まで、13 行目 3 文字目から 16 行目まで、「予測の対象時点」欄の 1 行目 5 文字目から 7 行目まで、「予測地域、予測地点」欄の 1 行目 5 文字目から 5 行目まで、8 行目から 9 行目まで、「予測方法」欄、「評価方法」欄 | 5 |
| 123 頁 | 1 行目 6 文字目から 10 文字目まで、表 5. 2-16「調査事項」欄、「選択理由」欄の 1 行目 1 文字目から 8 文字目まで、3 行目 8 文字目から 4 行目 13 文字目まで、5 行目 9 文字目から 8 行目まで、表 5. 2-17「調査事項」欄、「調査範囲等」欄の 1 行目 1 文 | 5 |

| | | |
|-------|---|---|
| | 字目から5文字目まで、2行目6文字目から3行目まで、「使用する主な資料」欄、「備考」欄 | |
| 124 頁 | 表5. 2-18「予測事項」欄左側及び右側の6行目から8行目まで、13行目3文字目から16行目まで、「予測の対象時点」欄の1行目5文字目から7行目まで、「予測地域、予測地点」欄の1行目5文字目から5行目まで、8行目から9行目まで、「予測方法」欄、「評価方法」欄 | 5 |
| 125 頁 | 1行目6文字目から8文字目まで、表5. 2-19「調査事項」欄、「選択理由」欄の1行目1文字目から8文字目まで、2行目10文字目から3行目6文字目まで、4行目11文字目から6行目まで、表5. 2-20「調査事項」欄、「調査範囲等」欄、「使用する主な資料」欄、「備考」欄 | 5 |
| 126 頁 | 表5. 2-21「調査項目」欄、「調査適用・地点」欄の1行目1文字目から5文字目まで、2行目8文字目から3行目まで、「調査時期・期間等」欄、「調査(測定)方法」欄、表5. 2-22「予測事項」欄左側及び右側の7行目4文字目から8行目まで、15行目2文字目から16行目まで、「予測の対象時点」欄の1行目5文字目から7行目まで、「予測地域、予測地点」欄の1行目5文字目から5行目まで、8行目から9行目まで、「予測方法」欄の1行目から2行目9文字目まで、3行目4文字目から6行目9文字目まで、7行目4文字目から8行目まで、「評価方法」欄 | 5 |
| 127 頁 | 1行目6文字目から11文字目まで、表5. 2-23「調査事項」欄、「選択理由」欄 | 5 |
| 128 頁 | 表5. 2-24(1)「調査事項」欄、「調査範囲等」 | 5 |

| | | | |
|-------------|--|--|---|
| | | 欄、「使用する主な資料」欄、「備考」欄 | |
| 129 頁 | | 表 5. 2-24 (2) 「調査事項」欄、「調査範囲等」欄、「使用する主な資料」欄、「備考」欄 | 5 |
| 130 頁 | | 表 5. 2-25 「調査事項」欄、「調査範囲・地点」欄、「調査時期・期間等」欄、「調査方法」欄 | 5 |
| 131 頁 | | 凡例の 8 行目から 9 行目まで、図 5. 2-5 の表題 | 5 |
| 132 頁 | | 表 5. 2-26 「予測事項」欄、「予測の対象時点」欄、「予測地域、予測地点」欄、「予測方法」欄、「評価方法」欄 | 5 |
| 6 調査計画書 (案) | | 文章、図、表 (ただし以下を除く。) | 1 |
| 表紙 | | 7 行目 | 6 |
| 99 頁 | | 6 行目 20 文字目から 7 行目 8 文字目まで | 5 |
| 100 頁 | | 表 7-1 「予測する事項」欄の 6 行目から 8 行目、9 行目 23 文字目から 10 行目まで、11 行目 21 文字目から 12 行目まで、13 行目 23 文字目から 14 行目まで、15 行目 21 文字目から 16 行目まで、18 行目 7 文字目から 11 文字目まで、20 行目 5 文字目から 9 文字目まで、21 行目から 27 行目まで、「施設の建設」欄、「施設の存在」欄、「自動車の走行」欄 | 5 |
| 101 頁 | | 2 行目 20 文字目から 3 行目 8 文字目まで | 5 |
| 102 頁 | | 表 7. 1-1 (2) 「項目」欄、「理由」欄の 11 行目から 12 行目 7 文字目まで、12 行目 12 文字目から 19 行目まで、21 行目 15 文字目から 23 行目まで、24 行目 22 文字目から 26 行目まで、28 行目 7 文字目から 30 行目まで、31 行目 22 文字目から 33 行目まで | 5 |
| 103 頁 | | 表 7. 1-1 (3) 「項目」欄、「理由」欄の 1 行目、3 行目 27 文字目から 5 行目まで、7 行目 14 文字目から 16 行目まで | 5 |
| 104 頁 | | 2 行目 15 文字目から 30 文字目まで、表 7. 2-1 | 5 |

| | | |
|-------|--|---|
| | 「項目」欄、「理由」欄の5行目から15行目5文字目まで、17行目14文字目から19行目5文字目まで、21行目16文字目から23行目5文字目まで、25行目14文字目から26行目まで | |
| 105 頁 | 4行目1文字目から24文字目まで | 5 |
| 107 頁 | 表8. 1-1(3)「項目」欄、「調査事項」欄、「予測事項」欄左側及び右側の1行目から9行目まで、12行目7文字目から14行目まで、17行目5文字目から19行目まで、22行目7文字目から24行目まで、27行目5文字目から29行目まで、「予測方法」欄、「評価方法」欄 | 5 |
| 108 頁 | 表8. 1-1(4)「項目」欄、「調査事項」欄、「予測事項」欄左側及び右側の4行目7文字目から5行目まで、9行目5文字目から18行目まで、「予測方法」欄の1行目から2行目9文字目まで、3行目4文字目から6行目9文字目まで、7行目4文字目から22行目まで、「評価方法」欄 | 5 |
| 121 頁 | 1行目6文字目から9文字目まで、表8. 2-9「調査事項」欄、「選択理由」欄、15行目6文字目から27文字目まで、表8. 2-10「調査事項」欄、「調査範囲等」欄、「使用する主な資料」欄、「備考」欄 | 5 |
| 122 頁 | 表8. 2-11「調査事項」欄、「調査範囲・地点」欄、「調査時期・期間等」欄、「調査方法」欄、表8. 2-12「予測事項」欄、「予測の対象時点」欄、「予測地域、予測地点」欄、「予測方法」欄の1行目1文字目から9文字目まで、2行目5文字目から7行目まで、「評価方法」欄 | 5 |
| 123 頁 | 凡例の7行目、図8. 2-4の表題 | 5 |
| 124 頁 | 1行目6文字目から7文字目まで、表8. 2-13「調 | 5 |

| | | |
|-------|--|---|
| | <p>「調査事項」欄、「選択理由」欄の1行目1文字目から8文字目まで、2行目1文字目から7文字目まで、3行目1文字目から15文字目まで、4行目10文字目から7行目まで、表8. 2-14「調査事項」欄、「調査範囲等」欄の1行目1文字目から5文字目まで、2行目6文字目から3行目まで、「使用する主な資料」欄、「備考」欄</p> | |
| 125 頁 | <p>表8. 2-15「予測事項」欄左側及び右側の5行目4文字目から7行目まで、12行目2文字目から14行目まで、「予測の対象時点」欄の1行目5文字目から6行目まで、「予測地域、予測地点」欄の1行目5文字目から4行目まで、6行目5文字目から8行目まで、「予測方法」欄、「評価方法」欄</p> | 5 |
| 126 頁 | <p>1行目6文字目から10文字目まで、表8. 2-16「調査事項」欄、「選択理由」欄の1行目1文字目から8文字目まで、3行目7文字目から4行目11文字目まで、5行目6文字目から8行目まで、表8. 2-17「調査事項」欄、「調査範囲等」欄の1行目1文字目から5文字目まで、2行目6文字目から3行目まで、「使用する主な資料」欄、「備考」欄</p> | 5 |
| 127 頁 | <p>表8. 2-18「予測事項」欄左側及び右側の5行目4文字目から7行目まで、12行目2文字目から14行目まで、「予測の対象時点」欄の1行目5文字目から6行目まで、「予測地域、予測地点」欄の1行目5文字目から4行目まで、6行目5文字目から8行目まで、「予測方法」欄、「評価方法」欄</p> | 5 |
| 128 頁 | <p>1行目6文字目から8文字目まで、表8. 2-19「調査事項」欄、「選択理由」欄の1行目1文字目から8文字目まで、2行目9文字目から3行目4文字目ま</p> | 5 |

| | | |
|-------|--|---|
| | で、4行目8文字目から6行目まで、表8. 2-20 「調査事項」欄、「調査範囲等」欄、「使用する主な 資料」欄、「備考」欄 | |
| 129 頁 | 表8. 2-21「調査項目」欄、「調査適用・地点」欄 の1行目1文字目から5文字目まで、2行目7文字 目から3行目まで、「調査時期・期間等」欄、「調査 (測定)方法」欄、表8. 2-22「予測事項」欄左 側及び右側の7行目、13行目4文字目から14行目 まで、「予測の対象時点」欄の1行目5文字目から6 行目まで、「予測地域、予測地点」欄の1行目5文字 目から4行目まで、6行目5文字目から8行目まで、 「予測方法」欄の1行目から2行目8文字目まで、 3行目2文字目から6行目8文字目まで、7行目2 文字目から8行目まで、「評価方法」欄 | 5 |
| 130 頁 | 1行目6文字目から11文字目まで、表8. 2-23 「調査事項」欄、「選択理由」欄 | 5 |
| 131 頁 | 表8. 2-24(1)「調査事項」欄、「調査範囲等」 欄、「使用する主な資料」欄、「備考」欄 | 5 |
| 132 頁 | 表8. 2-24(2)「調査事項」欄、「調査範囲等」 欄、「使用する主な資料」欄、「備考」欄 | 5 |
| 133 頁 | 表8. 2-25「調査事項」欄、「調査範囲・地点」欄、 「調査時期・期間等」欄、「調査方法」欄 | 5 |
| 134 頁 | 凡例の8行目から9行目まで、図8. 2-5の表題 | 5 |
| 135 頁 | 表8. 2-26「予測事項」欄、「予測の対象時点」欄、 「予測地域、予測地点」欄、「予測方法」欄、「評価 方法」欄 | 5 |
| 146 頁 | 調査計画書の作成者 | 6 |
| 奥付 | 編集・発行元 | 6 |